

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月23日
【計算期間】	第1期（自 平成21年10月28日 至 平成22年1月26日）
【ファンド名】	eMAXIS 新興国株式インデックス
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	荻久保 育子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1,000億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(株式一 般)) 資産複合 ()	年1回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
	年2回		ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
	年4回				その他 (MSCI エ マージング・ マーケット・イ ンデックス(円 換算ベース))	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
	年6回 (隔月)					その他 ()
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(株式一 般)) 資産複合 ()	年12回 (毎月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCI エ マージング・ マーケット・イ ンデックス(円 換算ベース))	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
	日々					
	その他 ()					

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

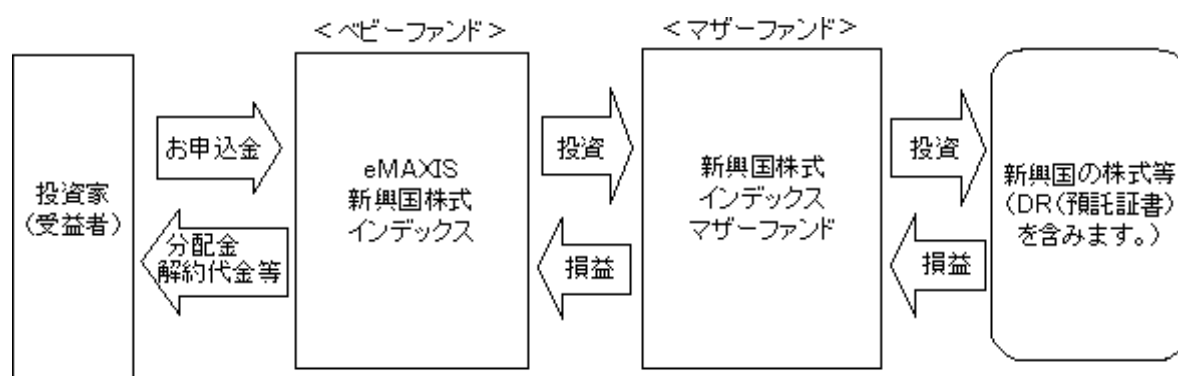
投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BBB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

運用はファミリーファンド方式により行い、新興国株式インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）への投資を通じて、新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます。）への実質的投資を行います。なお、当ファンドで直接投資をすることがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みのことをいいます。



<ファンドの特色>

1

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）^{（注）}と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（注）MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

2

「新興国株式インデックスマザーファンド」を通じて、新興国の株式等（DR（預託証券）※を含みます。）に実質的な投資を行います。

※DR（預託証券）とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

3

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替相場の変動による影響を受け、投資元金を割り込むことがあります。

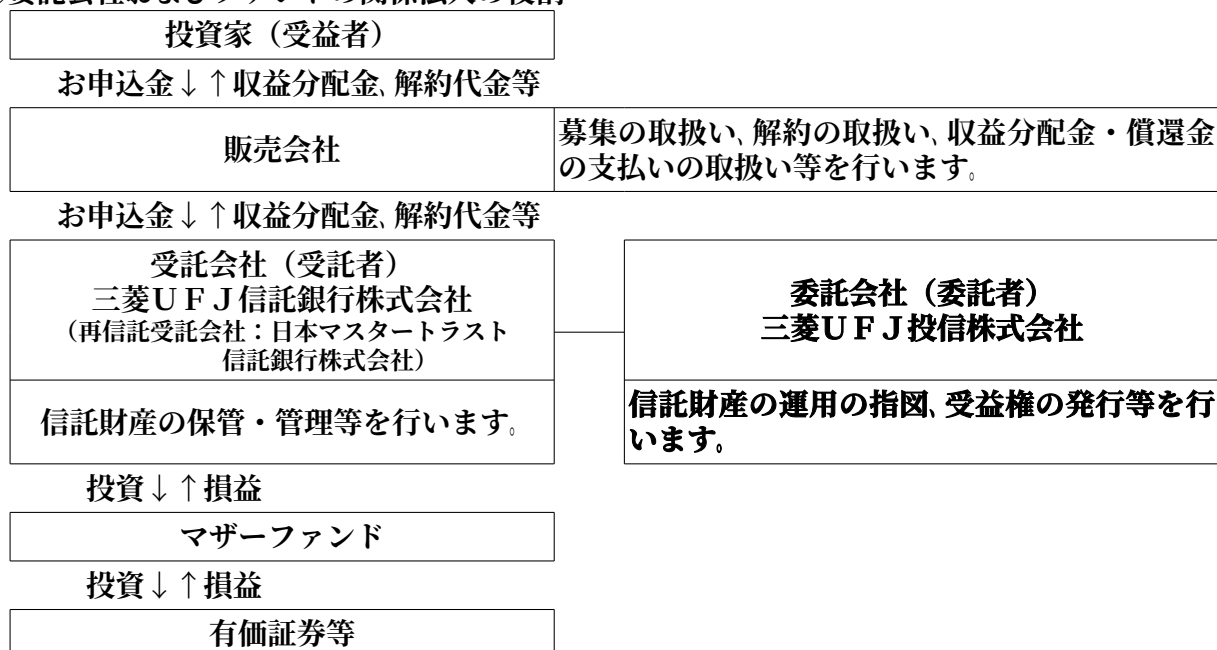
※当ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。以下の要因等により乖離を生じることがあります。

- ・信託報酬、売買委託手数料等を負担することによる影響
- ・株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しない場合の影響
- ・売買約定価格と当該指数の評価価格の差による影響
- ・指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いによる影響
- ・当該指数を構成する銘柄が変更になることによる影響
- ・為替の評価による影響
- ・新興国特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

- ・資本金
2,000百万円（平成22年2月末現在）
- ・沿革
平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成22年2月末現在）

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

新興国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます。）に直接投資することがあります。

新興国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、新興国の株式等を実質的な投資を行い、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする新興国株式インデックスマザーファンドの受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- ・外国為替予約取引

＜新興国株式インデックスマザーファンドの概要＞

（基本方針）

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）と連動した投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

②投資態度

新興国の株式等を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

株式等の組入比率は原則として高位を保ちます。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

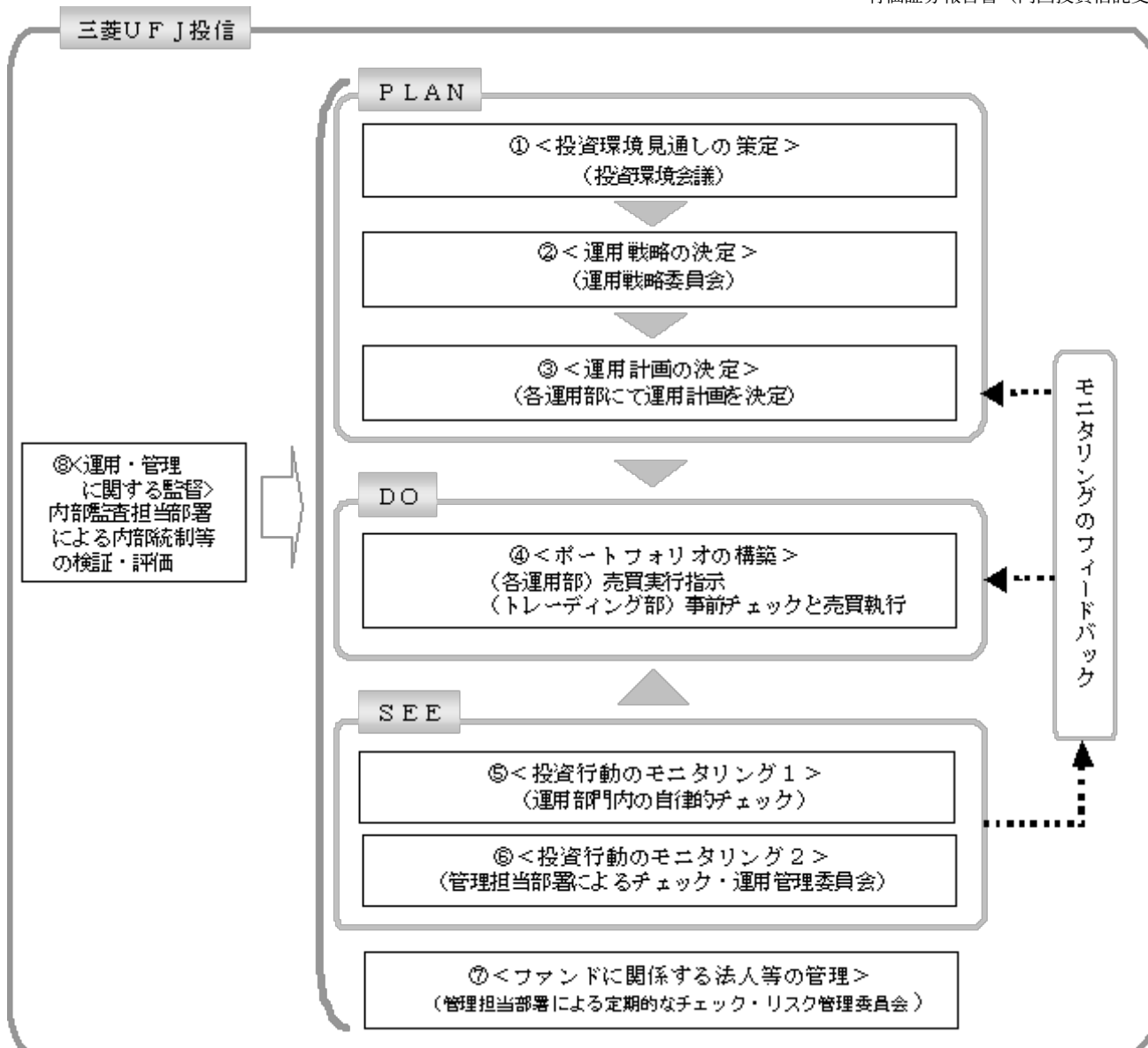
⑤有価証券先物取引等を行うことができます。

⑥スワップ取引は効率的な運用に資するために行うことができます。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するために行うことができます。

⑧外国為替予約取引は効率的な運用に資するために行うことができます。

（３）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング 2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管

理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成22年4月24日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

④同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（④に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑧有価証券の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

⑨資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑩投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または⑧の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

当ファンドは、株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果をめざしていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産ですので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

④カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まる場合があります。

※留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数

先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、新興国特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、

①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク

（価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.63%※（税抜 年0.6%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

取扱純資産総額 ^{（注）}	委託会社	販売会社	受託会社
50億円未満の部分	年0.2835%※ （税抜 年0.27%）	年0.2835%※ （税抜 年0.27%）	年0.063%※ （税抜 年0.06%）
50億円以上100億円未満の部分	年0.273%※ （税抜 年0.26%）	年0.294%※ （税抜 年0.28%）	年0.063%※ （税抜 年0.06%）
100億円以上の部分	年0.2625%※ （税抜 年0.25%）	年0.3045%※ （税抜 年0.29%）	年0.063%※ （税抜 年0.06%）

（注）各販売会社における取扱純資産総額に応じて配分されます。

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
- ③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。
 - ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
 - ・先物取引・オプション取引に要する費用
 - ・有価証券の保管に要する費用

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]となります。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率[※]で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年2月26日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,954,162,682	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	164,461	0.01
純資産総額		1,954,327,143	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成22年2月26日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限 (年/月/日)	
日本	新興国株式インデックスマ ザーファンド	親投資信託 受益証券	—	1,376,170,903	1.4760	2,031,282,446	—	99.99
					1.4200	1,954,162,682	—	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成22年2月26日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成22年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成22年 1月26日)	1,378,612,617 (分配付) 1,378,612,617 (分配落)	9,794 (分配付) 9,794 (分配落)
平成21年10月末日	957,563	9,576
11月末日	295,808,336	9,271
12月末日	714,322,813	10,214
平成22年 1月末日	1,423,094,472	9,480
2月末日	1,954,327,143	9,324

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△2.06

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

<参考>

「新興国株式インデックスマザーファンド」

(1) 投資状況

平成22年2月26日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	572,192,627	19.13
	香港	493,085,387	16.49
	ブラジル	427,059,681	14.28
	韓国	286,633,980	9.58
	台湾	261,818,469	8.75
	南アフリカ	193,734,945	6.48
	メキシコ	125,182,395	4.19
	イスラエル	84,128,403	2.81
	マレーシア	83,480,133	2.79
	インドネシア	57,591,082	1.93
	タイ	47,546,365	1.59
	ポーランド	37,978,135	1.27
	トルコ	35,480,113	1.19
	ロシア	21,163,266	0.71
	チェコ	15,824,880	0.53
	ハンガリー	15,623,618	0.52
	フィリピン	8,347,432	0.28
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	223,820,853	7.48
純資産総額		2,990,691,764	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成22年2月26日現在

(単位：円)

資産の種類	時価合計	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）	166,697,520	5.57

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成22年2月26日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
香港	CHINA MOBILE LTD	株式	電気通信サービス	58,500	810.89 880.70	47,437,286 51,521,184	—	1.72
アメリカ	GAZPROM OAO-SPON ADR	株式	エネルギー	24,500	1,800.22 1,967.46	44,119,524 48,202,770	—	1.61
イスラエル	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	株式	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	9,000	4,773.23 5,328.77	42,960,573 47,958,993	—	1.60
ブラジル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	株式	エネルギー	26,200	1,641.65 1,684.27	43,012,511 44,128,036	—	1.48
ブラジル	VALE SA-PREF A	株式	素材	18,300	1,788.62 2,182.50	32,732,977 39,939,832	—	1.34
韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	半導体・ 半導体製造装置	700	58,041.79 56,966.40	40,629,309 39,876,480	—	1.33
ブラジル	VALE SA	株式	素材	14,300	2,106.08 2,483.79	30,122,378 35,518,239	—	1.19
台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	株式	半導体・ 半導体製造装置	210,000	169.38 162.37	35,571,515 34,099,380	—	1.14
ブラジル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	株式	エネルギー	17,800	1,937.06 1,877.29	34,484,100 33,415,883	—	1.12
ブラジル	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	株式	銀行	18,950	1,586.29 1,744.04	30,065,883 33,049,633	—	1.11
メキシコ	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	株式	電気通信サービス	165,700	172.68 198.51	28,617,210 32,893,305	—	1.10

アメリカ	INFOSYS TECHNOLOGIES-SP ADR	株式	ソフトウェア・サービス	6,300	3,435.00 5,078.72	21,642,749 31,995,997	— —	1.07
アメリカ	RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A	株式	エネルギー	8,600	3,278.50 3,711.34	28,197,160 31,917,567	— —	1.07
香港	IND & COMM BK OF CHINA - H	株式	銀行	482,000	59.44 62.55	28,656,024 30,150,835	— —	1.01
香港	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	株式	保険	72,000	357.92 396.86	25,774,458 28,574,208	— —	0.96
香港	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	株式	銀行	416,000	59.90 66.70	24,933,721 27,747,532	— —	0.93
香港	CNOOC LTD	株式	エネルギー	186,000	121.30 139.39	22,575,823 25,926,912	— —	0.87
香港	BANK OF CHINA LTD - H	株式	銀行	603,000	41.01 42.96	24,776,612 25,910,668	— —	0.87
アメリカ	SAMSUNG ELECTR-GDR REGS	株式	半導体・半導体製造装置	900	18,574.61 28,170.45	16,717,149 25,353,405	— —	0.85
台湾	HON HAI PRECISION INDUSTRY	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	65,750	375.33 357.12	24,679,681 23,480,640	— —	0.79
香港	PETROCHINA CO LTD-H	株式	エネルギー	233,000	92.50 98.26	21,569,015 22,895,884	— —	0.77
アメリカ	LUKOIL OAO-SPON ADR	株式	エネルギー	5,000	4,277.43 4,578.81	21,388,865 22,894,080	— —	0.77
ブラジル	BANCO BRADESCO SA-PREF	株式	銀行	14,260	1,366.33 1,511.34	19,485,221 21,551,729	— —	0.72
ロシア	SBERBANK-GDR REG S	株式	銀行	900	17,766.96 23,514.74	15,990,425 21,163,266	— —	0.71
南アフリカ	MTN GROUP LTD	株式	電気通信サービス	16,000	1,272.70 1,284.27	20,364,377 20,548,320	— —	0.69
アメリカ	ICICI BANK LTD-SPON ADR	株式	銀行	5,200	1,863.72 3,295.49	9,695,003 17,136,576	— —	0.57
韓国	POSCO	株式	素材	400	41,367.74 41,022.00	16,547,127 16,408,800	— —	0.55
南アフリカ	SASOL LTD	株式	エネルギー	5,100	3,315.15 3,206.04	16,907,356 16,350,839	— —	0.55
香港	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ソフトウェア・サービス	9,300	1,119.74 1,717.63	10,414,543 15,973,977	— —	0.53
アメリカ	HDFC BANK LTD-ADR	株式	銀行	1,400	8,048.70 10,815.66	11,268,813 15,141,929	— —	0.51

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成22年2月26日現在

種類／業種別		投資比率(%)
株式	エネルギー	13.30
	素材	13.98
	資本財	4.86
	運輸	1.49
	自動車・自動車部品	1.71
	耐久消費財・アパレル	1.15
	消費者サービス	0.33
	メディア	0.90
	小売	1.13
	食品・生活必需品小売り	1.26
	食品・飲料・タバコ	3.48
	家庭用品・パーソナル用品	0.48
	ヘルスケア機器・サービス	0.13
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.33
	銀行	15.93
	各種金融	2.18
	保険	2.25
	不動産	1.59
	ソフトウェア・サービス	2.84
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.00
	電気通信サービス	8.35
	公益事業	3.48
	半導体・半導体製造装置	5.38
合 計		92.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

平成22年2月26日現在

資産の種類	取引所名	建別	数量 (枚)	通貨	簿価	評価額	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引								
EMINI MS (2010年3月限)	シカゴ商業取引所	買建	40	アメリカドル	1,882,570.00	1,864,000.00	166,697,520	5.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成21年10月28日 設定日、信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、継続募集期間において、以下の日は申込みできません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 香港証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 香港の銀行の休業日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	当初自己設定：1口当たり1円 継続募集期間：申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/eMAXIS eMAXIS専用サイト http://maxis.muam.jp/e/
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります。この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間（継続募集期間）	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 香港証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 香港の銀行の休業日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.3%
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufig.jp/ eMAXIS専用サイト http://maxis.muam.jp/e/

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	平成21年10月28日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	---

(4)【計算期間】

計算期間	原則として、毎年1月27日から翌年1月26日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成21年10月28日から平成22年1月26日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第４【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの第1期計算期間は、約款第39条により、平成21年10月28日から平成22年1月26日までとしております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年10月28日から平成22年1月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

eMAXIS 新興国株式インデックス

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期 [平成22年1月26日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	12,085,097
親投資信託受益証券	1,378,361,743
未収利息	34
流動資産合計	1,390,446,874
資産合計	1,390,446,874
負債の部	
流動負債	
未払解約金	11,003,153
未払受託者報酬	82,687
未払委託者報酬	744,172
その他未払費用	4,245
流動負債合計	11,834,257
負債合計	11,834,257
純資産の部	
元本等	
元本	※1 1,407,543,857
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △28,931,240
（分配準備積立金）	648,039
元本等合計	1,378,612,617
純資産合計	1,378,612,617
負債純資産合計	1,390,446,874

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成21年10月28日 至 平成22年 1月26日
営業収益	
受取利息	1,278
有価証券売買等損益	△39,860,950
営業収益合計	△39,859,672
営業費用	
受託者報酬	82,687
委託者報酬	744,172
その他費用	4,245
営業費用合計	831,104
営業利益	△40,690,776
経常利益	△40,690,776
当期純利益	△40,690,776
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,821,811
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,581,347
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,986,675
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,594,672
分配金	※1 0
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△28,931,240

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 1 期 (自 平成21年10月28日 至 平成22年 1月26日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 [平成22年1月26日現在]
※ 1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	1,509,830,323円
期中一部解約元本額	103,286,466円
※ 2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	28,931,240円
3 計算期間末日における受益権の総数	1,407,543,857口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9794円 (9,794円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 (自 平成21年10月28日 至 平成22年1月26日)

※ 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	648,039円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	889,743円
分配準備積立金額	D	—
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,537,782円
当ファンドの期末残存口数	F	1,407,543,857口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10円
1万口当たり分配金額	H	—
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 1 期 [平成22年1月26日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,378,361,743	△39,774,929
合計	1,378,361,743	△39,774,929

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

- 取引の状況に関する事項
該当事項はありません。
- 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数 (口)	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	新興国株式インデックスマザーファンド	924,330,568	1,378,361,743	
	親投資信託受益証券 小計	924,330,568	1,378,361,743	
合計		924,330,568	1,378,361,743	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「新興国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。
 なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「新興国株式インデックスマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成22年1月26日現在]	
	金 額 (円)	
資産の部		
流動資産		
預金		128,739,680
コール・ローン		100,678,833
株式		2,486,590,455
派生商品評価勘定		44,630
未収配当金		1,402,631
未収利息		286
差入委託証拠金		43,077,149
流動資産合計		2,760,533,664
資産合計		2,760,533,664
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		8,717,988
未払金		36,133,389
未払解約金		60,036,983
流動負債合計		104,888,360
負債合計		104,888,360
純資産の部		
元本等		
元本	※1	1,780,900,176
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)		874,745,128
元本等合計		2,655,645,304
純資産合計		2,655,645,304
負債純資産合計		2,760,533,664

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月13日から翌年5月12日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	(自 平成21年10月28日 至 平成22年 1月26日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成22年1月26日現在]
※ 1 期首	平成21年10月28日
期首元本額	1,032,260,777円
期首からの追加設定元本額	932,146,172円
期首からの一部解約元本額	183,506,773円
元本の内訳*	
F P バランスファンド（安定型）	7,086,878円
F P バランスファンド（安定成長型）	35,805,179円
eMAX I S 新興国株式インデックス	924,330,568円
三菱UFJ DC新興国株式インデックスファンド	682,728円
新興国株式インデックスファンド	812,994,823円
(合 計)	1,780,900,176円
2 計算期間末日における受益権の総数	1,780,900,176口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4912円 (14,912円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	[平成22年1月26日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	2,486,590,455	450,444,818
合計	2,486,590,455	450,444,818

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

1 取引の状況に関する事項

区 分	(自 平成21年10月28日 至 平成22年 1月26日)
1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	(1) 当ファンドの運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。 (2) 当ファンドは、外貨の決済のために、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引を利用しております。
2 取引に係るリスクの内容	(1) 株価指数先物取引は、株価の変動による価格変動リスクを有しております。 (2) 外貨の決済のために行う為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3 取引に係るリスクの管理体制	運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。 また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。
4 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

株式関連

区 分	種 類	[平成22年1月26日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	233,982,888	—	225,334,267	△8,648,621
	合 計	233,982,888	—	225,334,267	△8,648,621

(注) 時価の算定方法

- 1 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

通貨関連

区 分	種 類	[平成22年1月26日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	11,753,287	—	11,752,000	△1,287
	香港ドル	11,640,000	—	11,640,000	—
	メキシコペソ	12,669,300	—	12,654,000	△15,300
	韓国ウォン	15,828,000	—	15,840,000	12,000
	チェココルナ	4,930,000	—	4,910,000	△20,000
	イスラエルシェケル	7,269,000	—	7,284,000	15,000
	ポーランドズロチ	3,148,550	—	3,137,000	△11,550
	南アフリカランド	7,173,600	—	7,170,000	△3,600
	合 計	74,411,737	—	74,387,000	△24,737

(注) 時価の算定方法

- 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - (イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
 - (ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通 貨		株式数	評 価 額		備 考
	銘 柄		単 価	金 額	
アメリカドル					
	ADVANCED SEMICONDUCTOR E-ADR	11,600	4.290000	49,764.00	
	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	1,400	42.940000	60,116.00	
	AU OPTRONICS CORP-SPON ADR	6,592	11.920000	78,576.64	
	BANCO BRADESCO ADR-NEW	190	17.420000	3,309.80	
	BANCO BRADESCO-ADR	1,900	17.420000	33,098.00	
	BANCO SANTANDER-CHILE-ADR	900	69.630000	62,667.00	
	BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	1,400	44.620000	62,468.00	
	CEMIG SA -SPONS ADR	625	16.070000	10,043.75	
	CENTRAIS ELEC BRAS-SP ADR CM	500	22.610000	11,305.00	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	1,300	32.990000	42,887.00	
	CHUNGHWA TELECOM LTD-ADR-WI	4,180	18.320000	76,577.60	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	2,300	32.510000	74,773.00	
	CIA SIDERURGICA NAEL-SP ADR	500	29.240000	14,620.00	
	COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR	200	99.820000	19,964.00	
	COMSTAR UNITED TELESYST-GDR	1,900	5.880000	11,172.00	
	CPFL ENERGIA SA-ADR	100	60.530000	6,053.00	
	DOCTOR REDDY'S LAB-ADR	2,300	24.040000	55,292.00	
	ECOPETROL SA-SPONSORED ADR	3,400	24.380000	82,892.00	
	EMPRESA NAC ELEC-CHIL-SP ADR	2,100	53.970000	113,337.00	
	ENERSIS S.A. -SPONS ADR	3,500	23.580000	82,530.00	
	FIBRIA CELULOSE SA-SPON ADR	819	19.050000	15,601.95	
	GAZPROM OAO-SPON ADR	22,500	24.280000	546,300.00	
	GERDAU SA -SPON ADR	900	14.260000	12,834.00	
	HDFC BANK LTD-ADR	1,100	128.470000	141,317.00	
	HON HAI PRECISION-GDR REG S	11,500	9.100000	104,650.00	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	5,200	36.910000	191,932.00	
	INFOSYS TECHNOLOGIES-SP ADR	5,500	54.500000	299,750.00	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	1,900	8.519000	16,186.10	
	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	2,090	19.670000	41,110.30	
	KB FINANCIAL GROUP INC-ADR	2,300	45.680000	105,064.00	
	KOREA ELEC POWER CORP-SP ADR	3,500	16.690000	58,415.00	
	KT CORP-SP ADR	2,300	20.510000	47,173.00	
	LAN AIRLINES SA-SPON ADR	2,300	16.250000	37,375.00	
	LARSEN & TOUBRO-GDR REG S	3,300	32.400000	106,920.00	
	LG DISPLAY CO LTD-ADR	3,000	17.580000	52,740.00	
	LUKOIL OAO-SPON ADR	4,100	55.500000	227,550.00	
	MECHEL-SPONSORED ADR	1,900	22.020000	41,838.00	
	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	9,000	15.730000	141,570.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	1,700	48.520000	82,484.00	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	1,100	71.900000	79,090.00	
	NOVOLIPET STEEL-GDR REG S	700	29.900000	20,930.00	
	ORASCOM CONSTRUCTION-GDR	1,400	47.900000	67,060.00	
	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	3,200	41.220000	131,904.00	
	PHARMSTANDARD-REG S GDR	900	18.250000	16,425.00	
	POLYUS GOLD-SPONSORED ADR	1,900	26.400000	50,160.00	
	POSCO-ADR	1,000	125.730000	125,730.00	
	QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	1,400	39.870000	55,818.00	
	RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A	7,800	45.000000	351,000.00	
	ROSNEFT OJSC-GDR	15,600	8.370000	130,572.00	
	SAMSUNG ELECTR-GDR REGS	900	365.000000	328,500.00	
	SASOL LTD-SPONSORED ADR	700	37.880000	26,516.00	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	3,700	1.882000	6,963.40	
	SHANGHAI ZHENHUA HEAVY IND-B	14,560	0.836000	12,172.16	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP-ADR	1,400	69.900000	97,860.00	
	SILICONWARE PRECISION-SP ADR	6,200	6.930000	42,966.00	
	SK TELECOM CO LTD-ADR	2,700	17.290000	46,683.00	
	SOUTHERN COPPER CORP	2,800	30.060000	84,168.00	
	STATE BANK OF INDIA-SPON GDR	1,000	91.000000	91,000.00	
	STERLITE INDUSTRIES INDI-ADR	6,000	17.010000	102,060.00	
	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	8,600	8.730000	75,078.00	

	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	23,114	10.150000	234,607.10	
	TATA MOTORS LTD-SPON ADR	4,700	16.400000	77,080.00	
	TATNEFT-SPONSORED ADR	2,866	29.600000	84,833.60	
	TELE NORTE LESTE PART-ADR	500	18.480000	9,240.00	
	TELEKOMUNIK INDONESIA-SP ADR	500	39.250000	19,625.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	700	57.080000	39,956.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET-ADR	3,700	19.190000	71,003.00	
	UNITED MICROELECTRON-SP ADR	15,900	3.940000	62,646.00	
	URALKALI-SPON GDR-REG S	1,900	21.790000	41,401.00	
	VALE SA-SP ADR	3,700	27.540000	101,898.00	
	VIMPELCOM-SP ADR	2,400	19.050000	45,720.00	
	VTB BANK OJSC-GDR-REG S	7,400	4.830000	35,742.00	
	WIMM-BILL-DANN FOODS-ADR	1,200	20.060000	24,072.00	
	WIPRO LTD-ADR	3,800	21.870000	83,106.00	
	WOORI FINANCE HOLDINGS-ADR	1,000	37.700000	37,700.00	
	アメリカドル 小 計	288,736	—	6,133,541.40 (554,533,477)	
香港ドル					
	AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	30,000	10.300000	309,000.00	
	AIR CHINA LTD-H	26,000	6.390000	166,140.00	
	ALIBABA.COM LTD	9,500	18.400000	174,800.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	24,000	8.630000	207,120.00	
	ANGANG STEEL CO LTD-H	24,000	14.380000	345,120.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	6,000	46.600000	279,600.00	
	BANK OF CHINA LTD - H	473,000	3.820000	1,806,860.00	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	50,000	8.190000	409,500.00	
	BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	10,000	4.580000	45,800.00	
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	8,000	57.200000	457,600.00	
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	33,000	9.120000	300,960.00	
	BYD CO LTD-H	3,500	58.450000	204,575.00	
	CHAODA MODERN AGRICULTURE	40,000	8.140000	325,600.00	
	CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	14,000	11.600000	162,400.00	
	CHINA BLUECHEMICAL LTD - H	16,000	5.000000	80,000.00	
	CHINA CITIC BANK - H	37,000	5.310000	196,470.00	
	CHINA COAL ENERGY CO - H	38,000	12.660000	481,080.00	
	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	63,000	7.440000	468,720.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	10,000	4.330000	43,300.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	416,000	6.150000	2,558,400.00	
	CHINA COSCO HOLDINGS-H	26,000	10.060000	261,560.00	
	CHINA DONGXIANG GROUP CO	21,000	5.150000	108,150.00	
	CHINA EVERBRIGHT LTD	6,000	19.980000	119,880.00	
	CHINA HIGH SPEED TRANSMISSIO	7,000	16.780000	117,460.00	
	CHINA INTL MARINE CONTAINER-B	9,300	10.730000	99,789.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	60,000	35.250000	2,115,000.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	26,000	10.280000	267,280.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	8,000	24.600000	196,800.00	
	CHINA MERCHANTS BANK - H	27,550	18.220000	501,961.00	
	CHINA MERCHANTS HLDGS INTL	14,000	27.300000	382,200.00	
	CHINA MINSHENG BANKING-H	40,000	8.120000	324,800.00	
	CHINA MOBILE LTD	54,500	75.150000	4,095,675.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	8,000	13.580000	108,640.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	14,000	9.910000	138,740.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	50,000	14.480000	724,000.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	108,000	6.310000	681,480.00	
	CHINA RAILWAY CONSTRUCTIO-H	10,000	10.020000	100,200.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	23,000	5.920000	136,160.00	
	CHINA RESOURCES ENTERPRISE	18,000	28.300000	509,400.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	16,000	15.100000	241,600.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	12,000	14.400000	172,800.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	20,500	34.900000	715,450.00	
	CHINA SHIPPING CONTAINER-H	21,000	3.290000	69,090.00	
	CHINA SHIPPING DEVELOPMENT-H	4,000	13.500000	54,000.00	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	6,000	24.000000	144,000.00	
	CHINA TELECOM CORP LTD-H	184,000	3.380000	621,920.00	
	CHINA TRAVEL INTL INV HK	38,000	2.090000	79,420.00	
	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	72,000	9.210000	663,120.00	
	CHINA VANKE CO LTD -B	7,000	8.260000	57,820.00	
	CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	20,000	22.500000	450,000.00	
	CITIC PACIFIC LTD	8,000	17.320000	138,560.00	
	CNOOC LTD	146,000	11.440000	1,670,240.00	

CNPC HONG KONG LTD	26,000	10.920000	283,920.00	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	28,000	2.720000	76,160.00	
DATANG INTL POWER GEN CO-H	30,000	3.410000	102,300.00	
DENWAY MOTORS LTD	38,000	4.840000	183,920.00	
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-H	2,800	41.100000	115,080.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	28,000	10.420000	291,760.00	
FOSUN INTERNATIONAL	11,000	5.710000	62,810.00	
FUSHAN INTERNATIONAL ENERGY	28,000	7.190000	201,320.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	40,000	3.740000	149,600.00	
GOME ELECTRICAL APPLIANCES	70,000	2.820000	197,400.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD	16,000	4.040000	64,640.00	
GUANGZHOU R&F PROPERTIES - H	5,200	11.660000	60,632.00	
HARBIN POWER EQUIPMENT CO-H	10,000	6.730000	67,300.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	7,500	51.600000	387,000.00	
HUABAO INTERNATIONAL HOLDING	5,000	8.130000	40,650.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	18,000	4.430000	79,740.00	
IND & COMM BK OF CHINA - H	392,000	5.810000	2,277,520.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	10,000	7.440000	74,400.00	
JIANGXI COPPER CO LTD-H	13,000	17.060000	221,780.00	
KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	3,500	33.150000	116,025.00	
LENOVO GROUP LTD	38,000	5.530000	210,140.00	
LI NING CO LTD	5,500	24.450000	134,475.00	
MAANSHAN IRON & STEEL-H	14,000	4.960000	69,440.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	18,000	12.000000	216,000.00	
PARKSON RETAIL GROUP LTD	9,500	13.160000	125,020.00	
PETROCHINA CO LTD-H	175,000	9.100000	1,592,500.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	16,000	7.280000	116,480.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	13,500	62.550000	844,425.00	
RENHE COMMERCIAL HOLDINGS	74,000	1.900000	140,600.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	8,000	30.150000	241,200.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-H	24,000	3.460000	83,040.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD	5,000	38.500000	192,500.00	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	14,500	12.080000	175,160.00	
SHUI ON LAND LTD	67,600	3.880000	262,288.00	
SINOFERT HOLDINGS LTD	20,000	5.020000	100,400.00	
SINO-OCEAN LAND HOLDINGS	30,000	6.760000	202,800.00	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	24,000	2.980000	71,520.00	
SOHO CHINA LTD	25,000	4.030000	100,750.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	6,500	149.000000	968,500.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	12,000	18.080000	216,960.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	2,000	41.000000	82,000.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	55,000	5.390000	296,450.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	3,000	58.000000	174,000.00	
XINAO GAS HOLDINGS LTD	12,000	20.100000	241,200.00	
YANTAI CHANGYU PIONEER-B	1,900	63.700000	121,030.00	
YANZHOU COAL MINING CO-H	10,000	16.960000	169,600.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	10,000	6.940000	69,400.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	32,000	7.030000	224,960.00	
ZTE CORP-H	1,820	47.900000	87,178.00	
香港ドル 小 計	3,925,670	—	37,674,213.00 (438,527,839)	
マレーシアリンギット				
AMMB HOLDINGS BHD	14,000	5.190000	72,660.00	
AXIATA GROUP BERHAD	25,000	3.400000	85,000.00	
BERJAYA SPORTS TOTO BHD	7,928	4.250000	33,694.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	1,400	42.800000	59,920.00	
BURSA MALAYSIA BHD	6,500	7.940000	51,610.00	
CIMB GROUP HOLDINGS BHD	14,900	13.280000	197,872.00	
DIGI.COM BHD	2,300	21.920000	50,416.00	
GAMUDA BHD	14,900	2.810000	41,869.00	
GENTING BERHAD	29,900	7.300000	218,270.00	
GENTING MALAYSIA BHD	27,900	2.890000	80,631.00	
IGB CORPORATION BHD	14,900	1.870000	27,863.00	
IJM CORP BHD	9,100	4.650000	42,315.00	
IOI CORPORATION BHD	46,400	5.500000	255,200.00	
KUALA LUMPUR KEPONG BHD	3,700	16.640000	61,568.00	
MALAYAN BANKING BHD	31,000	6.900000	213,900.00	
MAXIS BHD	25,000	5.390000	134,750.00	
MISC BHD FRGN-RTS	3,500	1.230000	4,305.00	
MISC BHD-FRGN	17,500	8.500000	148,750.00	

	MMC CORP BHD	14,000	2.440000	34,160.00	
	PETRONAS GAS BHD	3,700	9.790000	36,223.00	
	PLUS EXPRESSWAYS BHD	20,000	3.300000	66,000.00	
	PPB GROUP BERHAD	3,300	16.800000	55,440.00	
	PUBLIC BANK BHD-FOREIGN MKT	16,500	12.020000	198,330.00	
	RHB CAPITAL BHD	3,700	5.340000	19,758.00	
	SIME DARBY BERHAD	25,800	8.850000	228,330.00	
	SP SETIA BHD	9,300	4.200000	39,060.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	17,000	8.180000	139,060.00	
	UMW HOLDINGS BHD	6,500	6.360000	41,340.00	
	YTL CORPORATION BERHAD	22,712	7.430000	168,750.16	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	30,000	2.200000	66,000.00	
	マレーシアリングット 小 計	468,340	—	2,873,044.16 (76,652,818)	
タイバーツ					
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	3,700	84.750000	313,575.00	
	BANGKOK BANK PUBLIC CO-NVDR	13,000	113.500000	1,475,500.00	
	BANK OF AYUDHYA PUBLIC-NVDR	23,300	19.400000	452,020.00	
	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	1,400	548.000000	767,200.00	
	BEC WORLD PUBLIC CO LTD-NVDR	9,300	23.900000	222,270.00	
	CP ALL PCL-NVDR	18,600	24.100000	448,260.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	12,100	83.750000	1,013,375.00	
	PTT AROMATICS & REFINIG-NVDR	20,500	25.000000	512,500.00	
	PTT CHEMICAL PCL-NVDR	6,500	76.750000	498,875.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	18,400	136.000000	2,502,400.00	
	PTT PCL-NVDR	5,600	226.000000	1,265,600.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	8,300	216.000000	1,792,800.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	9,300	82.250000	764,925.00	
	TMB BANK PUBLIC CORP-NVDR	279,000	1.300000	362,700.00	
	TOTAL ACCESS COMMUNICA-NVDR	9,300	32.250000	299,925.00	
	タイバーツ 小 計	438,300	—	12,691,925.00 (34,775,874)	
フィリピンペソ					
	AYALA CORPORATION	1,600	282.500000	452,000.00	
	AYALA LAND INC	70,000	10.750000	752,500.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	10,200	54.500000	555,900.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	3,400	169.000000	574,600.00	
	PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL	400	2,685.000000	1,074,000.00	
	SM INVESTMENTS CORP	1,400	315.000000	441,000.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	37,000	9.300000	344,100.00	
	フィリピンペソ 小 計	124,000	—	4,194,100.00 (8,220,436)	
インドネシアルピア					
	ANEKA TAMBANG TBK PT	46,500	2,200.000000	102,300,000.00	
	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	4,500	24,250.000000	109,125,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	24,000	33,400.000000	801,600,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA PT	136,000	4,800.000000	652,800,000.00	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK	16,000	4,925.000000	78,800,000.00	
	BANK MANDIRI TBK	37,000	4,700.000000	173,900,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	54,000	7,800.000000	421,200,000.00	
	BUMI RESOURCES TBK PT	125,500	2,675.000000	335,712,500.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	33,500	13,400.000000	448,900,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	46,500	3,650.000000	169,725,000.00	
	INTERNATIONAL NICKEL INDONES	24,000	3,625.000000	87,000,000.00	
	LIPPO KARAWACI TBK PT	692,500	540.000000	373,950,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	162,500	3,800.000000	617,500,000.00	
	SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	16,000	7,950.000000	127,200,000.00	
	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	6,500	16,850.000000	109,525,000.00	
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	82,000	9,250.000000	758,500,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	18,500	16,650.000000	308,025,000.00	
	インドネシアルピア 小 計	1,525,500	—	5,675,762,500.00 (55,622,472)	
メキシコペソ					
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	121,700	27.670000	3,367,439.00	
	CARSO GLOBAL TELECOM-A1	11,700	55.860000	653,562.00	
	CEMEX SAB-CPO	101,248	13.400000	1,356,723.20	
	COCA-COLA FEMSA SAB-SER L	2,200	75.220000	165,484.00	
	DESARROLLADORA HOMEX SAB DE	2,400	68.710000	164,904.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	18,500	54.670000	1,011,395.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	4,800	42.280000	202,944.00	

GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	2,800	85.710000	239,988.00	
GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	4,700	40.280000	189,316.00	
GRUPO ELEKTRA SA	700	610.530000	427,371.00	
GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	18,400	44.470000	818,248.00	
GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	5,100	40.350000	205,785.00	
GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	32,342	28.280000	914,631.76	
GRUPO MODELO S.A.B.-SER C	4,200	66.510000	279,342.00	
GRUPO TELEvisa SA-SER CPO	18,500	51.000000	943,500.00	
INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	1,100	249.960000	274,956.00	
KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	4,200	58.230000	244,566.00	
MEXICHEM SAB DE CV-*	14,000	27.760000	388,640.00	
TELEFONOS DE MEXICO SAB SER	69,900	10.740000	750,726.00	
TELMEX INTERNACIONAL SAB-L	48,300	11.580000	559,314.00	
URBI DESARROLLOS URBANOS SAB	9,300	28.570000	265,701.00	
WALMART DE MEXICO-SER V	24,100	58.960000	1,420,936.00	
メキシコペソ 小 計	520,190	—	14,845,471.96 (104,512,122)	
ブラジルリアル				
AES TIETE SA-PREF	700	18.210000	12,747.00	
ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	3,100	14.990000	46,469.00	
B2W CIA GLOBAL DO VAREJO	500	41.070000	20,535.00	
BANCO BRADESCO SA PREF-NEW	1,060	31.780000	33,686.80	
BANCO BRADESCO SA-PREF	10,600	31.780000	336,868.00	
BANCO DO BRASIL SA	3,900	28.540000	111,306.00	
BANCO SANTANDER (BRASIL) SA	4,000	21.700000	86,800.00	
BM&FBOVESPA SA	8,800	12.630000	111,144.00	
BRADESPAR SA -PREF	1,900	39.460000	74,974.00	
BRASIL TELECOM SA-PREFERENCE	3,300	13.500000	44,550.00	
BRASKEM SA-PREF A	2,000	13.610000	27,220.00	
BRF - BRASIL FOODS SA	4,000	46.800000	187,200.00	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	2,500	42.000000	105,000.00	
CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	2,000	35.190000	70,380.00	
CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF A	1,500	64.000000	96,000.00	
CIA DE BEBIDAS DAS AME-PREF	1,200	179.010000	214,812.00	
CIA DE CONCESSOES RODOVIARIA	1,800	41.000000	73,800.00	
CIA DE TRANSMISSAO DE ENE-PF	300	48.170000	14,451.00	
CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	3,700	22.510000	83,287.00	
CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	2,425	29.390000	71,270.75	
CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	1,500	37.300000	55,950.00	
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	1,600	30.400000	48,640.00	
CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	3,300	53.600000	176,880.00	
CIELO SA	4,300	15.410000	66,263.00	
COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	900	22.900000	20,610.00	
CPFL ENERGIA SA	500	36.300000	18,150.00	
CYRELA BRAZIL REALTY	2,000	21.350000	42,700.00	
DURATEX SA	2,300	16.950000	38,985.00	
EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	500	36.050000	18,025.00	
ELETROPAULO METROPOLI-PREF B	1,100	34.600000	38,060.00	
EMPRESA BRAS DE AERONAUTICA	2,900	9.900000	28,710.00	
FERTILIZANTES FOSFATADOS-PRF	1,400	19.700000	27,580.00	
FIBRIA CELULOSE SA	1,000	34.460000	34,460.00	
GERDAU S.A.	1,600	19.800000	31,680.00	
GERDAU SA-PREF	4,200	26.050000	109,410.00	
GVT HOLDING SA	600	56.100000	33,660.00	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA	15,450	36.250000	560,062.50	
ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	18,220	11.310000	206,068.20	
JBS SA	5,100	9.580000	48,858.00	
JBS SA-RTS	7	0.370000	2.59	
LOJAS AMERICANAS SA-PREF	2,800	13.420000	37,576.00	
MARFRIG ALIMENTOS SA	2,500	22.240000	55,600.00	
METALURGICA GERDAU SA-PREF	3,900	31.950000	124,605.00	
MRV ENGENHARIA	6,000	12.610000	75,660.00	
NATURA COSMETICOS SA	2,000	35.300000	70,600.00	
NET SERVICOS DE COMUNI-PREF	2,100	22.300000	46,830.00	
OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	10,000	17.620000	176,200.00	
PDG REALTY SA	3,500	15.400000	53,900.00	
PETROBRAS - PETROLEO BRAS	17,800	38.530000	685,834.00	
PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	22,200	34.750000	771,450.00	
PORTO SEGURO SA	900	19.490000	17,541.00	
REDECARD SA	4,400	26.450000	116,380.00	

SOUZA CRUZ SA	700	62.990000	44,093.00	
SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	2,000	20.950000	41,900.00	
TELE NORTE LESTE PART	400	38.980000	15,592.00	
TELE NORTE LESTE PART-PREF	1,700	33.000000	56,100.00	
TELEMAR NORTE LESTE SA-PR A	300	55.000000	16,500.00	
TIM PARTICIPACOES SA-PREF	4,300	5.210000	22,403.00	
TRACTEBEL ENERGIA SA	1,000	20.780000	20,780.00	
ULTRAPAR PARTICIPACOES-PREF	600	81.810000	49,086.00	
USINAS SIDER MINAS GER-PF A	2,400	46.500000	111,600.00	
USINAS SIDERURGICAS DE MINAS	1,100	47.550000	52,305.00	
VALE SA	11,300	50.510000	570,763.00	
VALE SA-PREF A	16,300	43.750000	713,125.00	
VIVO PARTICIPACOES SA-PREF	1,200	53.170000	63,804.00	
ブラジルリアル 小 計	249,162	—	7,437,481.84 (370,237,845)	

[次へ](#)

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
韓国ウォン	AMOREPACIFIC CORP	40	793,000.000000	31,720,000.00	
	BUSAN BANK	1,800	12,150.000000	21,870,000.00	
	DAELIM INDUSTRIAL CO LTD	600	80,200.000000	48,120,000.00	
	DAEWOO INTERNATIONAL CORP	600	37,850.000000	22,710,000.00	
	DAEWOO INTERNATIONAL CORP NEW	18	37,850.000000	681,300.00	
	DAEWOO SECURITIES CO LTD	2,600	20,250.000000	52,650,000.00	
	DONGBU INSURANCE CO LTD	450	33,900.000000	15,255,000.00	
	DONGKUK STEEL MILL CO LTD	400	24,250.000000	9,700,000.00	
	DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	600	90,000.000000	54,000,000.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	300	94,700.000000	28,410,000.00	
	HANA FINANCIAL GROUP	1,500	33,700.000000	50,550,000.00	
	HANKOOK TIRE CO LTD	900	21,400.000000	19,260,000.00	
	HYNIX SEMICONDUCTOR INC	4,000	26,050.000000	104,200,000.00	
	HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY	1,400	34,800.000000	48,720,000.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	700	68,200.000000	47,740,000.00	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	380	206,500.000000	78,470,000.00	
	HYUNDAI MOBIS	510	148,500.000000	75,735,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO	1,300	111,000.000000	144,300,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	700	39,650.000000	27,755,000.00	
	HYUNDAI SECURITIES CO	1,500	14,500.000000	21,750,000.00	
	HYUNDAI STEEL CO	800	89,400.000000	71,520,000.00	
	INDUSTRIAL BANK OF KOREA	3,500	13,450.000000	47,075,000.00	
	KCC CORP	60	364,000.000000	21,840,000.00	
	KIA MOTORS CORPORATION	2,000	19,250.000000	38,500,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	600	38,750.000000	23,250,000.00	
	KOREA EXCHANGE BANK	4,000	13,300.000000	53,200,000.00	
	KOREA GAS CORPORATION	400	52,200.000000	20,880,000.00	
	KOREAN AIR LINES CO LTD	800	60,400.000000	48,320,000.00	
	KT&G CORP	900	63,000.000000	56,700,000.00	
	LG CHEM LTD	500	219,000.000000	109,500,000.00	
	LG CORP	1,150	64,900.000000	74,635,000.00	
	LG DISPLAY CO LTD	1,000	40,300.000000	40,300,000.00	
	LG ELECTRONICS INC	800	109,000.000000	87,200,000.00	
	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	100	289,000.000000	28,900,000.00	
	LG TELECOM LTD	2,000	8,800.000000	17,600,000.00	
	LOTTE SHOPPING CO	145	299,000.000000	43,355,000.00	
	LS CORP	230	100,500.000000	23,115,000.00	
	LS INDUSTRIAL SYSTEMS	250	89,000.000000	22,250,000.00	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	300	60,500.000000	18,150,000.00	
	NHN CORP	340	188,000.000000	63,920,000.00	
	OCI CO LTD	100	193,500.000000	19,350,000.00	
	POSCO	320	587,000.000000	187,840,000.00	
	SAMSUNG C&T CORP	1,000	61,200.000000	61,200,000.00	
	SAMSUNG CARD CO	500	53,000.000000	26,500,000.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	400	97,900.000000	39,160,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	485	842,000.000000	408,370,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	160	532,000.000000	85,120,000.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	330	108,500.000000	35,805,000.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	300	190,500.000000	57,150,000.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	1,900	25,750.000000	48,925,000.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	400	137,000.000000	54,800,000.00	
	SAMSUNG SECURITIES CO LTD	950	66,300.000000	62,985,000.00	
	SAMSUNG TECHWIN CO LTD	380	81,700.000000	31,046,000.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	1,200	40,400.000000	48,480,000.00	
	SHINSEGAE CO LTD	110	520,000.000000	57,200,000.00	
	SK BROADBAND CO LTD	2,500	5,390.000000	13,475,000.00	
	SK ENERGY CO LTD	480	109,500.000000	52,560,000.00	
	SK HOLDINGS CO LTD	150	92,700.000000	13,905,000.00	
	S-OIL CORPORATION	500	51,800.000000	25,900,000.00	
	WOONGJIN COWAY CO LTD	600	36,450.000000	21,870,000.00	
	YUHAN CORPORATION	105	171,500.000000	18,007,500.00	
韓国ウォン 小 計		53,043	—	3,183,454,800.00 (252,129,620)	
ニュー台湾ドル					
	ACER INC	23,130	94.000000	2,174,220.00	

ASIA CEMENT CORP	10,000	32.350000	323,500.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	42,050	62.200000	2,615,510.00	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	60,000	56.100000	3,366,000.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	28,000	14.650000	410,200.00	
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	8,800	64.200000	564,960.00	
CHI MEI OPTOELECTRONICS CORP	40,000	25.500000	1,020,000.00	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	113,000	9.130000	1,031,690.00	
CHINA STEEL CORP	103,365	32.300000	3,338,689.50	
CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	76,429	18.450000	1,410,115.05	
CHUNGHWA PICTURE TUBES LTD	100,000	4.010000	401,000.00	
CLEVO COMPANY	8,403	61.000000	512,583.00	
COMPAL ELECTRONICS	40,000	44.850000	1,794,000.00	
DELTA ELECTRONICS INC	22,220	94.500000	2,099,790.00	
EPISTAR CORP	6,000	103.500000	621,000.00	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	20,400	37.000000	754,800.00	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	18,000	38.000000	684,000.00	
FARGLORY LAND DEVELOPMENT CO	8,000	69.500000	556,000.00	
FENG HSIN IRON & STEEL CO	7,000	53.600000	375,200.00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	35,000	18.300000	640,500.00	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	23,000	69.600000	1,600,800.00	
FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	19,150	82.000000	1,570,300.00	
FORMOSA PLASTICS CORP	25,000	66.400000	1,660,000.00	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	5,700	133.000000	758,100.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	48,000	37.200000	1,785,600.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	44,750	139.500000	6,242,625.00	
HTC CORP	7,150	366.500000	2,620,475.00	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	20,600	19.150000	394,490.00	
INNOLUX DISPLAY CORPORATION	20,600	53.000000	1,091,800.00	
INOTERA MEMORIES INC	40,000	24.350000	974,000.00	
INVENTEC CO LTD	28,000	18.650000	522,200.00	
KGI SECURITIES CO LTD	35,000	16.250000	568,750.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	1,020	408.500000	416,670.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	12,000	43.000000	516,000.00	
MACRONIX INTERNATIONAL	36,000	18.150000	653,400.00	
MEDIATEK INC	8,008	526.000000	4,212,208.00	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	55,000	17.900000	984,500.00	
NAN YA PLASTICS CORP	52,750	63.600000	3,354,900.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	8,000	98.100000	784,800.00	
POLARIS SECURITIES CO LTD	30,000	17.000000	510,000.00	
POU CHEN	25,000	24.600000	615,000.00	
POWERTECH TECHNOLOGY INC	7,000	111.500000	780,500.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	7,000	74.600000	522,200.00	
QISDA CORP	43,000	18.450000	793,350.00	
QUANTA COMPUTER INC	15,150	65.700000	995,355.00	
RICHTEK TECHNOLOGY CORP	4,000	301.500000	1,206,000.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	100,000	12.800000	1,280,000.00	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	27,000	11.050000	298,350.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	16,500	66.100000	1,090,650.00	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	50,000	12.850000	642,500.00	
TAIWAN CEMENT	25,000	32.000000	800,000.00	
TAIWAN COOPERATIVE BANK	30,000	19.150000	574,500.00	
TAIWAN FERTILIZER CO LTD	10,000	113.000000	1,130,000.00	
TAIWAN MOBILE CO LTD	16,000	61.800000	988,800.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	90,000	60.400000	5,436,000.00	
TATUNG CO LTD	45,000	7.280000	327,600.00	
TUNG HO STEEL ENTERPRISE COR	13,390	35.400000	474,006.00	
U-MING MARINE TRANSPORT CORP	7,000	63.500000	444,500.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	25,000	35.800000	895,000.00	
WISTRON CORP	16,000	60.400000	966,400.00	
YOUNG FAST OPTOELECTRONICS	2,000	328.000000	656,000.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	67,000	20.800000	1,393,600.00	
YULON MOTOR COMPANY	13,000	34.400000	447,200.00	
ニュー台湾ドル 小 計	1,943,565	—	78,672,886.55 (222,644,268)	
チェココルナ				
CEZ AS	1,400	917.000000	1,283,800.00	
KOMERCNI BANKA AS	100	3,890.000000	389,000.00	
TELEFONICA O2 CZECH REPUBLIC	600	446.900000	268,140.00	
チェココルナ 小 計	2,100	—	1,940,940.00 (9,549,424)	

ハンガリーフォリント				
MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NY	400	18,100.000000	7,240,000.00	
OTP BANK PLC	3,400	5,915.000000	20,111,000.00	
RICHTER GEDEON NYRT.	250	40,870.000000	10,217,500.00	
ハンガリーフォリント 小 計	4,050	—	37,568,500.00 (17,597,085)	
イスラエルシェケル				
BANK HAPOLIM BM	12,600	16.040000	202,104.00	
BANK LEUMI LE-ISRAEL	10,700	16.260000	173,982.00	
BEZEQ ISRAELI TELECOM CORP	12,000	9.440000	113,280.00	
CELLCOM ISRAEL LTD	1,500	119.800000	179,700.00	
DELEK GROUP LTD	100	810.000000	81,000.00	
ELBIT SYSTEMS LTD	200	238.400000	47,680.00	
ISRAEL CHEMICALS LTD	3,700	49.900000	184,630.00	
ISRAEL CORP LIMITED/THE	50	2,843.000000	142,150.00	
ISRAEL DISCOUNT BANK-A	7,400	8.470000	62,678.00	
MAKHTESHIM-AGAN INDUSTRIES	4,700	19.260000	90,522.00	
NICE SYSTEMS LTD	500	113.500000	56,750.00	
ORMAT INDUSTRIES LTD	900	32.260000	29,034.00	
PARTNER COMMUNICATIONS CO	2,000	77.400000	154,800.00	
TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	6,750	212.200000	1,432,350.00	
イスラエルシェケル 小 計	63,100	—	2,950,660.00 (71,642,024)	
ポーランドズロチ				
ASSECO POLAND SA	700	59.700000	41,790.00	
BANK HANDLOWY W WARSZAWIE SA	500	74.900000	37,450.00	
BANK PEKAO SA	700	170.000000	119,000.00	
BANK ZACHODNI WBK SA	300	183.500000	55,050.00	
CYFROWY POLSAT SA	1,200	15.100000	18,120.00	
GLOBE TRADE CENTRE SA	4,400	23.750000	104,500.00	
KGHM POLSKA MIEDZ SA	1,000	103.000000	103,000.00	
PBG SA	100	214.000000	21,400.00	
PKO BANK POLSKI SA	4,800	40.250000	193,200.00	
POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	3,500	23.430000	82,005.00	
POLSKI KONCERN NAFTOWY SA	3,300	34.600000	114,180.00	
POLSKIE GORNICtwo NAFTOWE I	10,200	3.780000	38,556.00	
TELEKOMUNIKACJA POLSKA SA	8,700	16.160000	140,592.00	
TVN SA	1,700	13.990000	23,783.00	
ポーランドズロチ 小 計	41,100	—	1,092,626.00 (34,286,603)	
南アフリカランド				
ABSA GROUP LTD	4,400	132.560000	583,264.00	
AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	12,100	28.750000	347,875.00	
AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	800	173.000000	138,400.00	
ANGLO PLATINUM LTD	500	762.000000	381,000.00	
ANGLOGOLD ASHANTI LTD	3,000	293.600000	880,800.00	
ARCELORMITTAL SOUTH AFRICA	1,260	107.000000	134,820.00	
ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	2,300	65.260000	150,098.00	
AVENG LTD	3,300	37.470000	123,651.00	
BIDVEST GROUP LTD	3,900	130.000000	507,000.00	
EXXARO RESOURCES LTD	900	106.050000	95,445.00	
FIRSTRAND LTD	34,600	18.680000	646,328.00	
FOSCHINI LTD	1,900	55.390000	105,241.00	
GOLD FIELDS LTD	4,900	95.560000	468,244.00	
HARMONY GOLD MINING CO LTD	2,000	75.700000	151,400.00	
IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	4,700	208.650000	980,655.00	
IMPERIAL HOLDINGS LTD	1,900	80.850000	153,615.00	
INVESTEC LTD	2,300	54.250000	124,775.00	
KUMBA IRON ORE LTD	1,200	317.450000	380,940.00	
MASSMART HOLDINGS LTD	1,700	86.700000	147,390.00	
MTN GROUP LTD	13,000	109.250000	1,420,250.00	
MURRAY & ROBERTS HOLDINGS	2,300	42.000000	96,600.00	
NASPERS LTD-N SHS	4,000	279.500000	1,118,000.00	
NEDBANK GROUP LTD	2,000	120.850000	241,700.00	
NETCARE LTD	7,900	12.600000	99,540.00	
PICK N PAY STORES LTD	4,500	39.700000	178,650.00	
PRETORIA PORTLAND CEMENT CO	4,200	33.700000	141,540.00	
REMGRO LTD	3,700	88.870000	328,819.00	
REUNERT LTD	1,900	58.000000	110,200.00	
RMB HOLDINGS LTD	6,500	30.220000	196,430.00	

	SANLAM LTD	18,200	22.710000	413,322.00	
	SAPPI LIMITED	4,700	31.800000	149,460.00	
	SASOL LTD	3,700	287.500000	1,063,750.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	3,000	68.320000	204,960.00	
	STANDARD BANK GROUP LTD	11,000	105.250000	1,157,750.00	
	STEINHOFF INTL HOLDINGS LTD	9,300	20.250000	188,325.00	
	TELKOM SA LTD	1,900	33.350000	63,365.00	
	TIGER BRANDS LTD	1,700	172.200000	292,740.00	
	TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	3,700	41.480000	153,476.00	
	VODACOM GROUP (PTY) LTD.	4,400	53.500000	235,400.00	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	7,400	17.490000	129,426.00	
	南アフリカランド 小 計	206,660	—	14,484,644.00 (173,236,342)	
トルコリラ					
	AKBANK T.A.S.	6,500	8.850000	57,525.00	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	2,000	15.800000	31,600.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	450	68.500000	30,825.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	6,000	4.740000	28,440.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	5,000	6.050000	30,250.00	
	KOC HOLDING AS	7,000	4.800000	33,600.00	
	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	1,500	31.500000	47,250.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	5,000	5.400000	27,000.00	
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	5,000	5.000000	25,000.00	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	21,000	6.450000	135,450.00	
	TURKIYE HALK BANKASI	4,000	10.400000	41,600.00	
	TURKIYE IS BANKASI-C	13,500	6.500000	87,750.00	
	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	11,000	4.060000	44,660.00	
	トルコリラ 小 計	87,950	—	620,950.00 (37,704,084)	
ユーロ					
	SBERBANK-GDR REG S	900	214.500000	193,050.00	
	ユーロ 小 計	900	—	193,050.00 (24,718,122)	
合 計		9,942,366	—	2,486,590,455 (2,486,590,455)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 75銘柄	100.00%	22.30%
香港ドル	株式 101銘柄	100.00%	17.64%
マレーシアリンギット	株式 30銘柄	100.00%	3.08%
タイバーツ	株式 15銘柄	100.00%	1.40%
フィリピンペソ	株式 7銘柄	100.00%	0.33%
インドネシアルピア	株式 17銘柄	100.00%	2.24%
メキシコペソ	株式 22銘柄	100.00%	4.20%
ブラジルリアル	株式 65銘柄	100.00%	14.89%
韓国ウォン	株式 61銘柄	100.00%	10.14%
ニュー台湾ドル	株式 63銘柄	100.00%	8.95%
チェココルナ	株式 3銘柄	100.00%	0.38%
ハンガリーフォリント	株式 3銘柄	100.00%	0.71%
イスラエルシェケル	株式 14銘柄	100.00%	2.88%
ポーランドズロチ	株式 14銘柄	100.00%	1.38%
南アフリカランド	株式 40銘柄	100.00%	6.97%
トルコリラ	株式 13銘柄	100.00%	1.52%
ユーロ	株式 1銘柄	100.00%	0.99%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

[前へ](#)

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成22年2月26日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	1,975,517,198
II 負 債 総 額	21,190,055
III 純資産総額（I－II）	1,954,327,143
IV 発 行 済 口 数	2,095,998,663 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9324 (1万口当たり 9,324)

<参考>

「新興国株式インデックスマザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成22年2月26日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	2,992,935,456
II 負 債 総 額	2,243,692
III 純資産総額（I－II）	2,990,691,764
IV 発 行 済 口 数	2,106,088,623 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.4200 (1万口当たり 14,200)

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,510,830,323	103,286,466	1,407,543,857

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成22年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成22年2月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年2月26日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	334	5,529,718
追加型公社債投資信託	18	414,174
単位型株式投資信託	12	103,325
単位型公社債投資信託	7	111,949
合 計	371	6,159,166

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度に係る中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

(1)【貸借対照表】

		第23期 (平成20年3月31日現在)			第24期 (平成21年3月31日現在)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)	構成比(%)		金 額 (千円)	構成比(%)	
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金	※2	13,048,512			8,398,952		
有価証券	※2	7,000,000			11,498,934		
前払費用		176,784			130,052		
未収入金		754,110			133,300		
未収委託者報酬		5,719,241			3,496,056		
未収収益	※2	9,851			77,468		
繰延税金資産		470,611			289,685		
金銭の信託	※2	1,000,000			1,000,000		
その他		2,358			13,229		
流動資産 計			28,181,470	58.4		25,037,680	57.8
固定資産							
有形固定資産							
建物	※1	378,922			368,327		
器具備品	※1	165,354			168,906		
土地		1,205,031			1,205,031		
		1,749,308		3.6	1,742,265		4.0
無形固定資産							
電話加入権		15,822			15,822		
ソフトウェア		833,346			809,683		
ソフトウェア仮勘定		—			7,316		
その他		200			156		
		849,369		1.8	832,978		1.9
投資その他の資産							
長期性預金	※2	—			2,000,000		
投資有価証券		15,643,182			11,906,934		
関係会社株式		481,812			431,812		
長期差入保証金	※2	844,628			844,978		
長期前払費用		44,419			4,371		
繰延税金資産		437,600			473,766		
その他		20,485			20,485		
		17,472,127		36.2	15,682,348		36.2
固定資産 計			20,070,805	41.6		18,257,593	42.2
資産合計			48,252,276	100.0		43,295,274	100.0

		第23期 (平成20年3月31日現在)			第24期 (平成21年3月31日現在)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		構成比(%)	金 額 (千円)		構成比(%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金		123,164			1,038,438		
未払金							
未払収益分配金		259,035			272,705		
未払償還金		2,234,769			2,047,207		
未払手数料	※2	2,414,475			1,440,183		
その他未払金		122,624			110,716		
未払費用	※2	1,190,361			781,556		
未払消費税等		150,778			—		
未払法人税等		3,063,071			595,981		
仮受金		9			43		
賞与引当金		473,000			478,200		
流動負債 計			10,031,290	20.8		6,765,032	15.6
固定負債							
長期未払金		40,175			—		
退職給付引当金		13,752			13,304		
役員退職慰労引当金		80,428			54,658		
固定負債 計			134,355	0.3		67,962	0.2
負債合計			10,165,645	21.1		6,832,995	15.8
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			2,000,131	4.1		2,000,131	4.6
資本剰余金							
資本準備金		222,096			222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5		222,096	0.5
利益剰余金							
利益準備金		342,589			342,589		
その他利益剰余金							
別途積立金		6,998,000			6,998,000		
繰越利益剰余金		28,643,217			27,520,492		
利益剰余金合計			35,983,807	74.6		34,861,082	80.5
株主資本合計			38,206,035	79.2		37,083,309	85.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△119,404	△0.2		△621,031	△1.4
純資産合計			38,086,630	78.9		36,462,278	84.2
負債純資産合計			48,252,276	100.0		43,295,274	100.0

(2) 【損益計算書】

		第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業収益		53,528,583			42,137,383		
委託者報酬		17,390			7,887		
その他営業収益		9,522	53,555,496	100.0	8,381	42,153,652	100.0
投資顧問料							
その他							
営業費用	※2	23,552,779			18,452,482		
支払手数料		1,256,792			911,798		
広告宣伝費		4,837			4,088		
公告費							
調査費		708,443			778,991		
調査費		5,547,898			4,427,117		
委託調査費		248,027			229,877		
事務委託費							
営業雑経費		119,248			114,009		
通信費		675,259			640,249		
印刷費		43,595			42,295		
協会費		6,863			6,356		
諸会費		858,095	33,021,841	61.6	820,190	26,427,456	62.7
事務機器関連費							
一般管理費							
給料		176,700			171,783		
役員報酬		3,069,369			3,243,471		
給料・手当		473,000			478,200		
賞与引当金繰入		383,722			427,372		
福利厚生費		20,733			20,785		
交際費		130,178			126,644		
旅費交通費		129,920			112,608		
租税公課		666,879			658,309		
不動産賃借料		116,927			151,382		
退職給付費用		17,691			17,566		
役員退職慰労引当金繰入		289,851			345,975		
固定資産減価償却費		348,524	5,823,499	10.9	368,982	6,123,082	14.5
諸経費							
営業利益			14,710,155	27.5		9,603,113	22.8

		第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業外収益							
受取配当金		125,221			185,609		
有価証券利息	※2	44,838			55,030		
受取利息	※2	41,460			21,926		
有価証券償還益		—			—		
収益分配金等時効 完成分		227,953			111,003		
その他		5,113	444,587	0.8	5,225	378,796	0.9
営業外費用							
収益分配金等時効 完成分支払額		46,433			62,259		
事務過誤費		9,859			13,871		
その他		1,969	58,263	0.1	7,266	83,398	0.2
経常利益			15,096,480	28.2		9,898,511	23.5
特別利益							
投資有価証券売却益		1,279,301	1,279,301	2.4	15,399	15,399	0.0
特別損失							
投資有価証券売却損		429,258			228,868		
投資有価証券評価損		—			2,124,730		
固定資産除却損	※1	2,713			2,488		
投資有価証券清算損		21,312			—		
移転関連費用		13,467			—		
造作変更費用		3,330			—		
その他		—	470,081	0.9	5,965	2,362,053	5.6
税引前当期純利益			15,905,700	29.7		7,551,856	17.9
法人税、住民税及び 事業税		6,282,766			3,801,688		
法人税等調整額		181,272	6,464,038	12.1	144,759	3,946,448	9.4
当期純利益			9,441,661	17.6		3,605,408	8.6

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	23,917,280	31,257,870	33,480,097	1,829,438	35,309,536
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,715,724	△ 4,715,724	△ 4,715,724		△ 4,715,724
当期純利益						9,441,661	9,441,661	9,441,661		9,441,661
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 1,948,843	△ 1,948,843
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	4,725,937	4,725,937	4,725,937	△ 1,948,843	2,777,093
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133		△ 4,728,133
当期純利益						3,605,408	3,605,408	3,605,408		3,605,408
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									△ 501,627	△ 501,627
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 501,627	△ 1,624,352
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,520,492	34,861,082	37,083,309	△ 621,031	36,462,278

重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物 38年であります。	同 左
(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア	(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	—
それ以外の無形固定資産	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同 左
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
4. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同 左
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左
5. 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

表示方法の変更

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金（当事業年度末7,000,000千円）は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日）及び「金融商品会計に関するQ&A」（会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日）が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

項 目	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
※ 1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 78,764千円 器具備品 88,022千円	建物 117,264千円 器具備品 130,206千円
※ 2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 9,365,450千円 有価証券 7,000,000千円 未収収益 5,253千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,365,738千円 未払費用 259,919千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,493,354千円 有価証券 11,000,000千円 未収収益 5,233千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期性預金 2,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 868,907千円 未払費用 198,857千円

(損益計算書関係)

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 1.固定資産除却損の内訳	器具備品 2,713千円	器具備品 1,961千円 ソフトウェア 527千円
※ 2.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 15,834,106千円 有価証券利息 32,637千円 受取利息 38,093千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 12,493,304千円 有価証券利息 44,704千円 受取利息 21,926千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,728,133千円
- ② 1株当たり配当額 38,100円
- ③ 基準日 平成20年3月31日
- ④ 効力発生日 平成20年7月 1日

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,728,133千円
- ② 1株当たり配当額 38,100円
- ③ 基準日 平成20年3月31日
- ④ 効力発生日 平成20年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 1,811,830千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 14,600円
- ④ 基準日 平成21年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成21年6月30日

（有価証券関係）

第23期(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小 計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,833,157	10,193,313	△639,843
	小 計	10,833,157	10,193,313	△639,843
合 計		12,616,389	12,277,145	△339,243

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
7,602,413	1,279,301	429,258

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	—	782,596	—	—
合 計	—	782,596	—	—

第24期(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,465,168	1,522,867	57,698
	小 計	1,465,168	1,522,867	57,698
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,557,951	7,573,200	△984,750
	小 計	8,557,951	7,573,200	△984,750
合 計		10,023,119	9,096,067	△927,052

(注) 当事業年度において、有価証券について2,124,730千円（その他有価証券で時価のある証券投資信託2,124,730千円）減損処理を行っております。なお、証券投資信託の減損処理は、期末における時価が簿価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,729,081	15,399	228,868

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,014,549千円
キャッシュファンド	1,008,475千円
譲渡性預金	11,000,000千円
非上場株式	286,777千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	431,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	498,934	2,262,320	482,062	—
合 計	498,934	2,262,320	482,062	—

(デリバティブ取引関係)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	△858,846	△771,109
(2) 年金資産	<u>727,035</u>	<u>454,977</u>
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△131,810	△316,132
(4) 未認識数理計算上の差異	<u>162,154</u>	<u>306,966</u>
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	30,344	△9,164
(6) 前払年金費用	<u>44,096</u>	<u>4,139</u>
(7) 退職給付引当金 (5)-(6)	<u>△13,752</u>	<u>△13,304</u>

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 勤務費用	22,905	29,439
(2) 利息費用	13,963	12,676
(3) 期待運用収益	△14,624	△10,905
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>17,916</u>	<u>38,186</u>
(5) 退職給付費用	<u>40,160</u>	<u>69,396</u>
(6) その他	<u>76,767</u>	<u>81,986</u>
(7) 合計	<u>116,927</u>	<u>151,382</u>

(注) 銀行0Bの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

「(6) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(1) 割引率	1.5%	同 左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同 左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数（8年）による定額 法により、翌事業年度より費 用処理しております。	同 左

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	700,082	689,220
投資有価証券評価損	252,334	1,041,250
ゴルフ会員権評価損	40,922	30,885
未払事業税	232,055	49,084
賞与引当金	192,463	194,579
役員退職慰労引当金	32,726	22,240
退職給付引当金	5,595	5,413
退職一時金未払	32,694	14,992
減価償却超過額	5,615	63,725
委託者報酬	89,452	124,519
その他有価証券評価差額金	138,038	377,217
その他	31,340	32,298
繰延税金資産 小計	1,753,321	2,645,429
評価性引当額	<u>△827,166</u>	<u>△1,880,292</u>
繰延税金資産 合計	926,154	765,137
繰延税金負債		
前払年金費用	<u>△17,942</u>	<u>△1,684</u>
繰延税金負債 合計	<u>△17,942</u>	<u>△1,684</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>908,211</u>	<u>763,452</u>

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	(%)
	法定実効税率 40.7
	(調整)
	投資有価証券評価損に係る損金不算入 11.4
	その他 0.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.3

（関連当事者情報）

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050 千円	未払手数料	357,804 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							同上	事務所賃借料	643,380 千円	—	—
							投資の助言	投資助言料	365,963 千円	未払費用	198,106 千円
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055 千円	未払手数料	1,007,933 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000 千円	有価証券	7,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637 千円	未収利息	5,253 千円
								株式の売却	1,296,000 千円	—	—
								株式の売却	197,568 千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業	—	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534 千円	未払手数料	643,244 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象に加えて、親会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る事 務代行手数料の支 払	4,440,945 千円	未払手数料	239,286 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	631,409 千円	長期差入 保証金	833,144 千円
						投資の助言	投資助言料	264,141 千円	未払費用	146,190 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区	1,196,295 百万円	銀行業	直接 15.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る事 務代行手数料の支 払	8,052,358 千円	未払手数料	629,621 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	34,000,000 千円	有価証券	11,000,000 千円
							譲渡性預金に係る 受取利息	44,704 千円	未収利息	3,900 千円
							マルチコーラブル 預金の預入	3,000,000 千円	長期性預金	2,000,000 千円
							マルチコーラブル 預金に係る受取利 息	4,423 千円	未収利息	35 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518百万円	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,400,621千円	未払手数料	296,719千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

項目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	306,907円68銭	293,818円41銭
1株当たり当期純利益	76,082円29銭	29,052円91銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金額（千円）		構成比(%)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		9,318,633		
有価証券		11,000,000		
前払費用		216,436		
未収入金		20,920		
未収委託者報酬		4,064,832		
未収収益		22,215		
繰延税金資産		350,329		
金銭の信託		1,000,000		
その他		22,373		
流動資産 計			26,015,740	56.4
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	350,848		
器具備品	※1	155,653		
土地		1,205,031		
		1,711,533		3.7
無形固定資産				
電話加入権		15,822		
ソフトウェア		815,536		
ソフトウェア仮勘定		36,254		
その他		134		
		867,747		1.9
投資その他の資産				
投資有価証券		12,750,981		
関係会社株式		431,812		
長期差入保証金		844,138		
長期前払費用		187		
繰延税金資産		478,573		
長期性預金		3,000,000		
その他		16,075		
		17,521,767		38.0
固定資産 計			20,101,049	43.6
資産合計			46,116,790	100.0

		第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金額（千円）		構成比(%)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		39,481		
未払金				
未払収益分配金		272,932		
未払償還金		1,953,271		
未払手数料		1,641,528		
その他未払金		48,018		
未払費用		872,954		
未払消費税等		105,425		
未払法人税等		1,649,877		
賞与引当金		476,690		
流動負債 計	※2		7,060,179	15.3
固定負債				
退職給付引当金		40,621		
役員退職慰労引当金		56,600		
固定負債 計			97,222	0.2
負債合計			7,157,402	15.5
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			2,000,131	4.3
資本剰余金				
資本準備金		222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5
利益剰余金				
利益準備金		342,589		
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		
繰越利益剰余金		28,511,409		
利益剰余金合計			35,851,999	77.8
株主資本合計			38,074,227	82.6
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			885,160	1.9
評価・換算差額等合計			885,160	1.9
純資産合計			38,959,387	84.5
負債純資産合計			46,116,790	100.0

(2)中間損益計算書

		第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
区 分	注記 番号	金額（千円）		百分比(%)
営業収益		19,454,732	19,477,932	100.0
委託者報酬		19,128		
その他営業収益		4,071		
投資顧問料			12,160,884	62.4
その他				
営業費用		8,324,669		
支払手数料		286,979		
広告宣伝費		1,748		
公告費		401,583		
調査費		2,264,863		
調査費		88,716		
委託調査費		48,310		
事務委託費		298,645		
営業雑経費		17,991		
通信費		2,654		
印刷費		424,721		
協会費				
諸会費				
事務機器関連費				
一般管理費			3,057,641	15.7
給料		95,941		
役員報酬		1,400,570		
給料・手当		476,690		
賞与引当金繰入		222,320		
福利厚生費		11,469		
交際費		48,075		
旅費交通費		50,666		
租税公課		327,021		
不動産賃借料		86,934		
退職給付費用		8,851		
役員退職慰労引当金繰入		185,336		
固定資産減価償却費	※1	143,765		
諸経費				
営業利益			4,259,405	21.9

		第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比(%)
営業外収益				
受取配当金		10,175		
有価証券利息		18,065		
受取利息		9,432		
投資有価証券償還益		73,517		
収益分配金等時効完成分		89,456		
その他		6,872	207,520	1.1
営業外費用				
収益分配金等時効完成分支払額		7,231		
その他		4,312	11,544	0.1
経常利益			4,455,382	22.9
特別利益				
投資有価証券売却益		16,498		
ゴルフ会員権売却益		10,190	26,688	0.1
特別損失				
投資有価証券売却損		102,052	102,052	0.5
税引前中間純利益			4,380,018	22.5
法人税、住民税及び事業税		1,642,720		
法人税等調整額		△65,449	1,577,270	8.1
中間純利益			2,802,748	14.4

(3) 中間株主資本等変動計算書

第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,520,492	34,861,082	37,083,309	△ 621,031	36,462,278
当中間会計期間中の 変動額										
剰余金の配当						△ 1,811,830	△ 1,811,830	△ 1,811,830		△ 1,811,830
中間純利益						2,802,748	2,802,748	2,802,748		2,802,748
株主資本以外の項目 の当中間会計期間中 の変動額（純額）									1,506,192	1,506,192
当中間会計期間中の 変動額合計	—	—	—	—	—	990,917	990,917	990,917	1,506,192	2,497,109
当中間会計期間残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,511,409	35,851,999	38,074,227	885,160	38,959,387

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1.資産の評価基準及び評価方法	(有価証券) 子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。時価のないものは移動平均法による原価法によっております。
2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 (2)無形固定資産 自社利用のソフトウェア それ以外の無形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 定額法を採用しております。
3.引当金の計上基準 (1)賞与引当金 (2)退職給付引当金 (3)役員退職慰労引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(消費税等の会計処理) 税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
※1.有形固定資産の 減価償却累計額	建物 134,743 千円 器具備品 154,996 千円
※2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺 のうえ、「未払消費税等」として表示して おります。

（中間損益計算書関係）

項 目	第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
※1.減価償却実施額	有形固定資産 42,268 千円 無形固定資産 143,067 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 1,811,830千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 14,600円
- ④ 基準日 平成21年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成21年6月30日

（有価証券関係）
第25期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式等	—	—	—
債券	—	—	—
その他	8,894,169	9,462,375	568,205
合計	8,894,169	9,462,375	568,205

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,015,481千円
キャッシュファンド	1,008,867千円
譲渡性預金	11,000,000千円
非上場株式	264,257千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	431,812千円

（デリバティブ取引関係）
第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項 目	第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	313,940 円49銭
1株当たり中間純利益金額	22,584 円95銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項 目	第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間純利益 (千円)	2,802,748
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	2,802,748
期中平均株式数 (株)	124,098

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 ②資本金の額：324,279百万円（平成21年9月末現在）
 ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (平成21年9月末現在)	③事業の内容
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,938 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,477百万円 (平成21年10月1日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成21年10月1日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成22年2月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月3日

三菱UFJ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているeMAXIS 新興国株式インデックスの平成21年10月28日から平成22年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、eMAXIS 新興国株式インデックスの平成22年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月29日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 徳彌 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。